

タイトル	北欧フィンランドにおける新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題：感染拡大を防ぐための国家規制，補正予算，スウェーデンとの政策比較を中心に
著者	横山，純一；YOKOYAMA, Junichi
引用	北海学園大学学園論集(184): 1-27
発行日	2021-03-25

北欧フィンランドにおける新型コロナウイルス 感染症対策の現状と課題

—— 感染拡大を防ぐための国家規制，補正予算，
スウェーデンとの政策比較を中心に¹⁾

横 山 純 一

1 問題の所在

フィンランド（人口数は約 550 万人）では，3 月中旬から 5 月下旬にかけて，新型コロナウイルス感染症が広まり，いわゆる感染の第 1 波を迎えた。このような状況に対し，3 月 16 日に政府は緊急事態法を発出し，3 月 18 日から感染拡大を防ぐ目的で，国民の行動を制限する厳しい国家規制を行った。この規制が成果をあげたことにより，その後，感染者数は減少に転じた。そして，これに合わせ，一部の規制を除いて規制の解除が行われたのである。

しかし，9 月に入ってから再び新規感染者数の増加が明確になり²⁾，ヘルシンキ（Helsinki）やエスポー（Espoo），ヴァンター（Vantaa）など大都市自治体を多く含むウーシマ（Uusimaa）地域を中心にクラスターが増加した³⁾。さらに，感染経路が不明の症例が半分以上を占めたのである⁴⁾。

10 月に入ってから，いっそう感染者数が増大した。本稿の 5. において図表を用いて詳しく検討するように，11 月 13 日までの累積感染者数は 1 万 8542 人となった。10 月 31 日から 11 月 13 日までの 2 週間の新規感染者数は 2976 人，1 日あたりにすれば 212 人を数えた。それだけでは済まなかった。11 月下旬にきわだって多い新規感染者数が出現し，1 日の新規感染者数は 11 月 21 日が 461 人，11 月 22 日が 469 人，11 月 23 日が 423 人，さらに 11 月 27 日が 496 人，11 月 28 日が 618 人となったのである。さらに，12 月に入ってから勢いは止まらず，1 週間あたりの新規感染者数は 3000 人を超過しているのである。現在，フィンランドにおいて感染の第 2 波が来ていることは間違いないだろう。死亡者数は第 1 波の時に比べれば大幅に減少しているけれども⁵⁾，感染の広がりの中で，今後増加の方向に向かう可能性があることは否定できないだろう。

日本でもたびたび報道されたように，10 月下旬から 11 月上旬にかけて，フランス，イギリス，イタリア等のヨーロッパの国々において感染爆発が起こった。フランスでは 1 日の新規感染者数が実に 5 万人を超過した日があり，イタリアも 1 日の新規感染者数が 11 月 13 日にはじめて 4 万人を超えた。春の第 1 波の時には比較的感染が抑えられていたため，イタリアやフランスなどが

ら患者を受け入れていたドイツにおいても、1日の新規感染者数が2万人を超過する日が相次いだ。フランスでは10月30日から、イギリス（イングランドのみ）では11月5日から、イタリア（北部地域のみ）では11月6日から、店舗閉鎖や外出制限をとまうロックダウンという強力な国家規制が行われた⁶⁾。フィンランドの場合は、これらの国々に比べれば感染の規模は大きくないが、11月28日には1日だけで600人を超す新規感染者が出ているのである。現在（12月17日時点）、フィンランドは重大な局面に立たされているといわなければならないだろう。

フィンランドでは再び国民の行動を制限する措置がとられている。ただし、11月半ばまでは、感染状況が悪化しているウーシマ地域やピルカンマー（Pirkanmaa）地域⁷⁾など国内5地域の飲食店（レストラン、バー、カフェなど）の営業時間や客数の制限などにほぼ限られ、春の第1波の時のような強力かつ全国一律の規制措置がとられてきたわけではない。しかし、厳しい感染状況が続く中で、今後より多くの規制がとられる可能性が高い。実際、ヘルシンキやエスポーなどの大都市では、11月30日から公共施設の閉鎖や10人を超す集会やイベントが中止とされた。その意味では、今後のフィンランドにおける第2波の対策が注目されているといえることができるのである。

本稿では、フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策について、3つの分析視角によって考察することにした。

まず、国民の行動制限をとまう国家による規制措置についてである。フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策の特徴は、感染拡大を抑える施策が遅きに失することのないように、比較的早く法律にもとづいて国民の行動を制限する措置がとられていることである。このような国家規制には罰則がともなっている。本稿では、第1波の時と第2波の時に分けて、このような国民の行動を制限する措置の内実についてみていくことにしたい。

次に、補正予算を考察する。今日まで、フィンランドにおいては、3月下旬に議会に提出された第1次補正予算を皮切りに、第7次までの補正予算がつくられ、実施に移されている。補正予算の規模はまちまちだが、4月上旬の第2次補正予算と6月上旬の第4次補正予算の規模が圧倒的に大きい。補正予算の内容についてみると、最初のうちは、新型コロナウイルス感染症にかかわる保健医療対策や、基礎サービスを担う自治体への支援、新型コロナウイルス感染症の広まりや国の規制措置の影響を受けた事業主や企業、個人への支援、演劇や音楽活動でチケット販売が困難になった会社や俳優、音楽家などへの支援など、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して緊急に必要なとされたものが中心だった。しかし、第4次補正予算では、鉄道や市電などの公共交通機関の拡充のための財政支援、道路の大規模修繕、高速道路のインターチェンジの増設と改善などの輸送にかかわる政策や、できるだけ安価な住居を国民に提供する住宅政策など、数年先の国民生活や企業活動を展望したものが出てきた。このような多岐にわたる補正予算について分析していきたい。

3つ目は、隣国であるスウェーデンとフィンランドの新型コロナウイルス感染症対策の比較で

ある。これまで、フィンランドとスウェーデンは、福祉・保健医療政策や国庫支出金制度、地方分権、民営化等について、かなり類似した政策が行われてきたといっただろう⁸⁾。このような中で、両国の政策が顕著に異なるのが、移民・難民政策⁹⁾と新型コロナウイルス感染症対策である。そこで、フィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症対策の比較を試みることにしたい。

2 フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策(1) — 第1波における対策

(1) 緊急事態宣言と国民の行動制限

フィンランド政府は新型コロナウイルス感染者数が増加したことを受け、3月16日に緊急事態宣言を発出した。そして、3月18日からは緊急事態法にもとづいて、国民の行動を広範囲にわたって制限する規制措置をとった¹⁰⁾。

つまり、3月18日に義務教育学校や大学、高校、専門学校などの学校閉鎖（休校）が行われた。さらに、公共施設（美術館、図書館、博物館、劇場、高齢者デイケアセンターなど）や青少年センターの閉鎖が行われた。10名を超える集会も禁止された。スポーツ大会や500人超が参加する公開イベントは全面的に禁止され、スイミングプールなどのレクリエーション施設も、屋内、屋外問わず閉鎖された。介護施設や病院へのお見舞いなどでの部外者（家族や親族、友人、知人等）の訪問も原則禁止とされた(図表1)。以上のような国民の行動制限に関する措置については、当初3月18日から4月13日までとされていたが、5月13日まで延期された。

また、4月4日には、レストラン、カフェ、バーなどの営業停止が行われた。3月19日には入国制限が開始された。

さらに、ウーシマ地域とそれ以外の地域との移動が、3月28日から4月15日まで禁止された。この措置は新型コロナウイルスの感染者がウーシマ地域に集中していたために、地方（ウーシマ地域以外の地域）の感染者の増加を防ごうとしてとられたものであった。ただし、公的な業務や商用、通勤、近親者の死亡等による移動には適用されない。このような措置の施行にともなって主要道路では警察官による監視が行われたのである。

保健医療対策や経済対策は怠りなかった。新型コロナウイルス感染症対策を中心とした保健医療システムの維持、産業企業の倒産防止と支援、個人事業者への支援を主目的にして、第1次と第2次とを合わせて約40億ユーロの補正予算が組まれたのである¹¹⁾。

なお、フィンランドの緊急事態宣言が発出された時期は、北欧諸国の中で早かった。これは、3月のフィンランドの新型コロナウイルス感染者数の増加スピードが速かったことと、フィンランド政府が遅きに失することがないように果敢に対策を打ったことによるためである。

(2) 各種規制措置の解除

フィンランドでは国による規制が効果を発揮して感染者数が落ち着いてきたことを背景に、5

図表1 フィンランドにおける規制解除に関する状況 (2020年6月1日)

	5月4日～5月13日	5月14日～5月31日	6月1日～7月30日	7月31日～
義務教育, 就学前教育など	閉鎖 (休校)	可		
高校, 専門学校, 大学など	閉鎖 (休校)	可 (リモート授業の推奨)		
集会の制限	10人まで可		50人まで可	
500人超の公開イベント	禁止			
青少年センター, 各種団体会館など	閉鎖		可	
レクリエーション施設 (スイミングプールなど)	閉鎖	屋外施設のみ可	可 (屋内施設も可)	
スポーツ大会	禁止		特別なアレンジメントのもとで可	
図書館 (本貸し出し)	可			
屋内公共施設 (美術館, 劇場, 図書館, 高齢者デイケアセンターなど)	閉鎖		集客制限のもとで可	
飲食店 (レストラン, バー, カフェなど)	閉鎖 (テイクアウトのみ可)		一定条件のもとで可	
海外への観光旅行	厳に控える	不要不急な旅行は控える		
国内観光旅行	当分の間ひかえる		健康と安全のガイドラインを守れば可	
部外者の介護施設, 病院への訪問	原則禁止		ケースバイケースで認める	
ウーシマ地方へ (から) の移動制限	3月28日開始, 4月15日終了			

注1) 義務教育学校や大学などは3月18日から閉鎖開始。10名超の集会禁止も3月18日から開始

注2) 飲食店は4月4日から営業停止

注3) 飲食店の一定条件とは、客席を半分に減らす、客同士の距離をとる。営業時間は6時から23時までで、アルコール提供は22時までとするなど

出所: Finnish Government "Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June2020", 2020

月14日からと6月1日からの2段階に分けて規制の解除が行われた¹²⁾。

図表1を再びみてみよう。義務教育学校や大学、高校、職業専門学校は5月14日に閉鎖が解除され、授業が再開した。ただし、大学や高校、専門学校などについては閉鎖解除後もリモート授業が推奨された。

スイミングプールなどのレクリエーション施設は5月14日から利用できるようになったが、5月14日からは屋外施設のみが利用でき、屋内施設は6月1日から利用可能となった。集会については5月31日までは10人までの集会在が認められていたが、6月1日からは50人を超えない集会在が可能となった。5月31日まで閉鎖されていた青少年センターや屋内公共施設については、いずれも6月1日から利用できるようになった。ただし、これらの施設の多くは集客数を制

限してのオープンになった。スポーツ大会は5月31日まで禁止、6月1日からは特別なアレンジメントのもとで大会開催が可能となった。

レストラン、バー、カフェなどの飲食店は5月31日まで営業停止措置がとられていたが（テイクアウトのみ認められる）、6月1日からは、下記の条件を満たせば営業できるようになった。つまり、客同士の距離を十分とるように席の配置を工夫する、客席を半分に減らす（テラス席はこれに該当しないが、テラス席においても客同士の十分な距離がとられなければならない）、客は必ず自分の席に着席して飲食し自分の席以外で食物のとりわけをしない等を実行し、さらに、営業時間は6時から23時までとする、アルコールの提供は9時から22時までとする等の条件が満たされれば、営業できるようになったのである。このようなレストラン、バー、カフェに関する規制緩和は、フィンランドの全域で6月1日から施行された。

500人超の公開イベントは7月1日以降も認められず、500人を限度とするものとされた。ただし、ガイドラインに沿って安全衛生面の措置がとられ、観客席をいくつかのブロックに区切るなど感染を防ぐ工夫がなされていれば、場合によっては500人を超過しても認められる場合があるとされた。500人超の公開イベントに関する全面的な規制解除は8月1日から実施された。

病院や介護施設などへの見舞いなどでの部外者の訪問は、ケースバイケースによる対応が行われる場合もあったけれども、6月1日以降も基本的に禁止の状況が続いた。6月17日に病院や介護施設などへの通院・訪問に関する緩和措置がなされ、介護施設では屋外における場所の確保や隔離された部屋の確保を通じ、利用者が家族と面会することができるようになった。

海外旅行については、6月1日以降もひかえることとされたが、国内観光旅行については、6月1日からは新型コロナウイルス感染症に関する安全衛生のガイドラインを守る場合は可能となった。

3 フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策(2) — 第2波における対策

(1) 10月中旬以降の規制強化

フィンランドの新型コロナウイルスの新規感染者数は9月に入ってから増加し、10月と11月にはいっそう増大した。10月に入ってから11月中旬までは、1週間の新規感染者数が毎週1500人前後となった。そして、11月下旬以降は、これまでに経験したことのない急速な感染拡大が起こった。1週間あたりの新規感染者数は実に3000人を超過したのである。感染者数は首都圏（ウーシマ地域）において拡大が顕著だったが、国内のほぼすべての地域で増加したのである。

このような状況を踏まえて、フィンランド政府は感染者を抑制する目的で、10月9日にウーシマ地域やピルカンマー地域など感染状況が悪化している5つの地域において、レストラン、バー、カフェ等の飲食店の営業時間の見直しや客数制限を実施することを閣議決定した。第1波が過ぎ去ってからは、レストラン、バー、カフェ等についての規制は大幅に緩和されていた。9月には営業時間やアルコール提供時間の規制や客数の制限がなくなり、飲食は着席して行うこと、客同

士の間に十分な距離をとることなどが、店舗や飲食客に求められたにすぎなかった。しかし、再び新規感染者数が増加してきたため、フィンランド政府は関係法律に基づき、感染状況が悪化している地域において規制強化、つまり営業時間の短縮と客数制限に踏み切ったのである。具体的には、次のとおりである¹³⁾。

- ア 感染状況が悪化している地域、つまり、増殖急増段階 (Leriamisvaihe) にある2次医療圏域におけるアルコール提供時間を22時までとし、すべての飲食店の営業終了時間を23時とする。
- イ アルコールの提供を主にするパブ、バー、ナイトクラブなどについては店内に収容できる客数を許可上限の半数とする。レストラン、カフェなどについては4分の3とする。
- ウ この規制は10月11日から施行し、10月31日までを期限とする。
- エ この規制が適用される地域は、感染状況が悪化している地域、つまり、Uusimaa、(主要都市はHelsinkiとEspoo)、Varsinais-Suomi (主要都市はTurku)、Pirkanmaa (主要都市はTampere)、Kanta-Häme (主要都市はHameenlinna)、Pohjanmaa (主要都市はVaasa)の5地域である。
- オ 感染状況が悪化していない地域、つまり、安定段階 (Perustasto) にある2次医療圏域においては、これまで通り、飲食は着席して行う、飲食客同士の間には十分な距離をとる、営業時間は4時から25時(午前1時)とする、などの規制にとどまる。さらに、客が自ら自分の席以外の場所において食物をとりわけるとは可能で、店舗内の客数についての制限はない。

さらに、政府は、11月1日から感染状況が悪化している地域において、レストラン、バー、カフェなどの営業時間等の規制を続けることとしたが、10月11日から施行された規制よりも若干柔軟性をもたせた形で規制の変更を行った¹⁴⁾。つまり、感染状況が悪化している5地域においては、アルコール提供時間を22時までとし、営業終了時間は、アルコールの提供を主とする店舗(パブ、バー、ナイトクラブなど)は23時、その他の店舗(レストラン、カフェ、ピザ屋など)は24時(午前0時)までとした。ただし、ポーヤンマー (Pohjanmaa) 地域については、アルコールの提供をするしないにかかわらず、すべての店舗の閉店時間を23時とした。客数制限については、5地域すべてにおいて、アルコールの提供を主とする店舗では収容客数の許可上限の半分、その他の店舗では収容客数許可上限の4分の3までとしたのである。

感染状況が悪化していない地域については、アルコールの提供時間を24時までとし、アルコールの提供を主とする店舗の閉店時間を25時(午前1時)までとした。その他の店舗については、とくに閉店時間を定めることはせず、24時間営業ができる。また、感染状況が悪化している5つの地域とは異なり、客数制限は設けていなかった。

（2）11月下旬の感染者数の激増とさらなる規制の強化

フィンランドの第2波時の規制の特徴は、第1波の時のように、多くの公共施設や教育機関などを全国一律に規制の対象として広く規制の網をかけるのではなく、感染状況が悪化している5つの地域に限定したうえで、業種を飲食業に絞って集中的に規制の網をかける方法を選択したことである。そして、第1波の時のように、飲食業に対して営業停止の措置をとらなかった。さらに、アルコールを提供するか否かによって飲食業の規制（閉店時間、客数制限）に差異を設けたのである。

しかし、11月20日ころから新規感染者数が、これまでの伸びを一段超えた勢いで急増してきている。1日あたりの新規感染者数は、11月21日、22日、23日には450人前後となり、1週間後の11月28日には618人、11月29日には541人になった。このような新規感染者数の急増を目の当たりにして、11月30日から感染状況が最も悪化しているウーシマ地域の4自治体、つまり、ヘルシンキ、エスポー、ヴァンター、カウニアイン（Kauniainen）に限定して、国民の行動制限をとまなう規制が強化されることになったのである。

具体的には、11月30日から12月18日までの期間、集会は10人までに制限された。このことによって10人を超えるグループや団体での飲み会はできなくなった。また、図書館、博物館、文化センター、青少年センター、屋内スポーツ施設などの公共施設が閉鎖された。これにともなうて、上記公共施設で行われる予定だったコンサートなどのイベントも中止となった。さらに、12月3日からは、高校が全面的にリモート授業に転換することになった。20歳以上の者の屋外のスポーツ施設でのスポーツ活動も禁止された¹⁵⁾。今後も新規感染者数の増加がとどまらないのであれば、このような規制は12月19日以降も続けられる予定である。

さらに、新型コロナウイルス感染症が全国に広がってきていることを反映して、12月5日からは、バーやレストランの営業時間の制限と客数の制限が、サタクンタ（Satakunta）、キメンラークソ（Kymenlaakso）、カイナー（Kainuu）などの地域でも行われるようになり、これらの地域でのアルコールの提供時間は22時までとなった¹⁶⁾。また、12月12日からは、ラッピ（Lappi）地域のバーやレストランでのアルコールの提供時間が2時間早まって22時までとなった。ラッピ地域は感染がそれほど広まっている地域ではなかったけれども、冬の観光地として有名であるため、12月、1月、2月にラッピ地域を訪れる観光客の増大を見越しての措置であった。このような規制はラッピ地域や、先に述べたサタクンタ、キメンラークソ、カイナーなどの各地域において、2月末まで行われる予定である¹⁷⁾。

なお、このような規制とは別に、いくつかの勧告が政府から出されている。勧告は国民に行動の変容を求めるものであるが、法的拘束力をもたない。規制と同様に、勧告も新型コロナウイルス感染症の進み具合によって内容が変化するが、現在行われている主要な勧告は、マスク着用の勧告とテレワークの勧告である。前者は、どのような場合にマスクが必要になるのかを細かく示しながら、国民にマスク着用を勧めている。後者は公的企業だけではなく民間企業にも広くテレワー

クを勧めるものである。

4 補正予算の動向と内容

次に、フィンランドの補正予算を検討し、新型コロナウイルス感染症にかかわる政策として、どのような施策が展開されたのかについてみていくことにしよう。

フィンランドの2020年度の国当初予算は約575億ユーロで、税収入が470億ユーロだった¹⁸⁾。所得税収入が約159億ユーロで、このうち個人分（勤労所得税、資本所得税）が106億ユーロ、法人分（法人所得税）が45億ユーロだった。付加価値税収入は193億ユーロであった。フィンランドの国財政は付加価値税に依存する割合が高いのである。フィンランドの会計年度は1月1日から始まるため、2020年度の当初予算は1月1日から施行されている。フィンランドで新型コロナウイルス感染症が出現したのが2月下旬だったので、2020年度の当初予算には新型コロナウイルス感染症にかかわる政策は盛り込まれていない。そこで、補正予算の分析が大変重要になるのである。

フィンランドでは、3月下旬に最初の補正予算が議会に提出されたのを皮切りに、ほぼ毎月のように補正予算が提案され、現在のところ補正予算は第7次まで出ている。政府は補正予算を積極的に策定し、保健医療政策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた企業や個人、自治体などにさまざまな支援を行ったのである。以下、各補正予算について検討しよう¹⁹⁾。

(1) 第1次補正予算²⁰⁾

3月20日に議会に提出された第1次補正予算は、歳出規模が3億9789万ユーロでほぼ全額を国債収入により調達した(図表2)。第1次補正予算の目的は、3月に入って新型コロナウイルス

図表2 第1次補正予算の歳出 (ユーロ)

歳出総額	3億9789万
内務省	915万
警察	555万
国境警備隊	300万
財務省	2億
非特定	2億
教育文化省	90万
経済雇用省	1億4300万
再生エネルギーと脱炭素	1億2750万
雇用と事業主支援	1500万
社会保健省	4380万
感染症の管理・監視	2600万
国立保健医療福祉研究所運営費	1280万

[出所] Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

の感染者数が増えてきたことを踏まえ、新型コロナウイルスとの戦いから発生した費用のカバーと、企業の財務状況の改善におかれた。財務省関係予算が2億ユーロ、経済雇用省関係予算が1億4300万ユーロ、社会保健省関係予算が4380万ユーロ、内務省関係予算が915万ユーロ、教育文化省関係予算が90万ユーロであった。

社会保健省関係予算は、新型コロナウイルスに関する支出が多く、2600万ユーロが新型コロナウイルス感染症の管理と監視に、1280万ユーロが新型コロナウイルス感染症対策に大きな役割を果たしている国立保健医療福祉研究所（Terveyden ja Hyvinvoinnin Laitos、略称は THL 英語名は Finnish Institute for Health and Welfare）の運営費の支援を目的とした支出だった。経済雇用省関係予算は、新型コロナウイルスの広がりによって厳しい状況におかれた生産チェーンの改善や観光事業への支援、研究開発やイノベーションに充当された。内務省関係予算のほとんどは警察と国境警備隊（Rejavartiolaitos）に関する支出であった。コロナ禍でとくに国境警備隊の役割が大きくなったのである。財務省関係予算の2億ユーロについては、すべてが非特定支出であった。これは今後の緊急事態に備えるためのものといってよく、いわば予備費的な性格のものといってよいだろう。

以上とは別に注目されるのは、緊急の政府融資がフィンランド航空（フィンエアー）に対して約6億ユーロ行われたことである。フィンランド航空が旅客と貨物の輸送を通じてフィンランド経済に大きな役割を果たしていることを、政府が考慮したのである。国はフィンランド航空の株式を55%保有している²¹⁾。

（2）第2次補正予算²²⁾

第2次補正予算（図表3）は4月上旬に議会に提出された。予算規模は約36億ユーロで、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態法にもとづいて国家規制が広範囲に行われたことを反映して、規模が大きくなったといえる。第2次補正予算の主な目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大と国の規制の影響を受けた失業者への対策、新型コロナウイルス感染症と国の規制の影響を受けて企業や事業者、個人の経済活動が停滞したことに対する補償や支援、自治体への財政支援、新型コロナウイルス対策としての医療機器、医薬品等の購入であった。

省庁別に予算をみてみよう。上記の予算の目的を反映して最も予算規模が大きかったのは、社会保健省関係予算だったことがわかる。社会保健省関係予算は22億2290万ユーロにのぼり、第2次補正予算の歳出規模の約6割を占めたのである。このうち約11億ユーロが失業保障（Työttömyysturva）だったが、このうちの7億9400万ユーロは解雇と失業の増加に対応するものであった。

また、これまでは自営業者（個人事業主）については、自治体が相談窓口となって支援金を支出していたが、新たに政府は自営業者（個人事業主）の生活を守るために、自営業者が失業保障を一時的に受けることができるように関係法律の改正を行うとともに、予算措置を行った。さら

図表3 第2次補正予算の歳出

(ユーロ)

歳出総額 36億2477万			
財務省	5億2522万	社会保健省	22億2290万
自治体への財政支援	5億4700万	住宅手当	1億7700万
教育文化省	6939万	基礎的な社会援助	1億6930万
芸術と文化	4169万	失業保障	10億9830万
スポーツ	1960万	医療機器・医薬品の購入など	6億
青少年活動	400万	内務省	880万
農林水産省	4815万	国境警備隊	838万
農業と地方産業	3000万		
産業漁業	1000万		
経済雇用省	7億4822万		
自治体への助成金(個人事業主支援)	2億5000万		
再生エネルギーと脱炭素	2億3500万		
Suomen Teollisuusijoitus OYへの融資	1億5000万		

(注) 財務省関係予算ではオーランド諸島からの返戻金があったため自治体への財政支援の金額のほうが大きくなっている。

〔出所〕Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

に、厳しい雇用状況を反映して、基礎的な社会援助サービスと住宅手当に、それぞれ約1億7000万ユーロが計上された。基礎的な社会援助サービスとは、日本の生活保護制度にあたるものといっていよう。また、新型コロナウイルス対策費が6億ユーロ計上されたが、これは、国が医療機械や医薬品を購入することなどに充当された。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって仕事を休んで無給になった者は、一時的な給付金の支給を申請ができるようになった。つまり、幼児や保育所に通う子どもの世話を家庭でするために仕事を休んで無給となった親が、このような給付金(月額723ユーロ)を利用できるようになったのである。そして、このための社会保健省関係予算として約9400万ユーロが計上されたのである。

社会保健省関係予算に次いで多いのは経済雇用省関係の予算で、金額は7億4822万ユーロだった。このうち個人事業主を支援する自治体への助成金が2億5000万ユーロ、Suomen Teollisuusijoitus OYへの特別融資が1億5000万ユーロであった。Suomen Teollisuusijoitus OYは、ベンチャー企業やプライベートエクイティファンドに直接投資するフィンランドの国営投資会社である²³⁾。新型コロナウイルス感染症の広がりによる流動性の困難を緩和することが、求められたのである。さらに、再生エネルギーと脱炭素事業(Uudistuminen ja Vähähiilisyys)に2億3500万ユーロが計上された。フィンランド政府は、経済や産業が新型コロナウイルス感染症によって打撃を受けている中で、脱炭素に向けた投資(蓄電池などの研究・技術開発)を積極的に行うことによって、経済の回復と二酸化炭素排出量の削減という2つの目標を同時に達成しようと試みたのである。

財務省関係予算は5億4700万ユーロであった。これはコロナ禍で所得税などの納付の延期や

税収が大幅に減少したことにより、税収不足に直面している自治体に対する国の補償と支援だった。なお、時期が来れば、自治体が国に返戻を行うことになっていた。

教育文化省関係予算は 6939 万ユーロで、このうち、芸術と文化が 4169 万ユーロ、スポーツが 1960 万ユーロ、青少年活動が 400 万ユーロであった。これらは、新型コロナウイルス感染症の広がり
と国の規制によって営業ができなくなり、チケット収入などが得られなくなった芸術文化部門への支援（芸術家、俳優、フリーランサー、劇場、音楽家、オーケストラ、美術館等への支援）や、スポーツ活動・スポーツ団体への支援、青少年活動・青少年団体への支援に充てられた。このような支援は、国の規制が継続している期間に限定して行われるため 2020 年 5 月 31 日まで続けられた。

農林水産省関係予算は 4815 万ユーロで、このうち農業と地方産業の保護に 3000 万ユーロ、産業漁業の促進に 1000 万ユーロが計上された。

内務省関係予算は 880 万ユーロで、その大部分が国境警備隊関係のものであった。

（3）第 3 次補正予算²⁴⁾

第 3 次補正予算は 5 月上旬に議会に提出された。歳出総額は 8 億 3200 万ユーロで、その 84% にあたる 7 億ユーロが内閣府関係の予算であった。この 7 億ユーロは、資本の増強を図るため、フィンランド航空の株式取得に充当されたのである。また、経済雇用省関係予算は 1 億 2300 万ユーロであった。これは、国の規制によって商売ができなくなった飲食業者への補償と、その従業員の再雇用を支援する目的の予算だった。社会保健省関係予算と教育文化省関係予算については金額が少なく、前者が 600 万ユーロ、後者が 300 万ユーロにすぎなかった。

図表 4 第 4 次補正予算の歳出

(ユーロ)

歳出総額 40 億 4680 万			
内務省	4196 万	運輸通信省	2 億 4029 万
警察	1180 万	乗客を運ぶ公共輸送サービスの維持と充実	1 億 1810 万
国境警備隊	2200 万	輸送運輸のネットワーク (基礎的なインフラストラクチャーの整備)	1 億 1846 万 (5625 万)
国防省	2996 万	(水深が確保された航路のネットワークの整備・開発)	(3973 万)
財務省	10 億 4694 万	社会保健省	10 億 3994 万
基礎サービスのための自治体支援	8 億 3270 万	失業保障	8 億 1240 万
新型コロナウイルス関係での医療圏への支援	2 億	ワクチン購入等	1 億 1000 万
教育文化省	4 億 2885 万	経済雇用省	10 億 360 万
義務教育・幼児教育	1 億 3705 万	再生エネルギーと脱炭素	1 億 5740 万
高等教育 (高等教育のうちの大学分)	1 億 6608 万 (6700 万)	企業のコストサポート	3 億
職業訓練	4650 万	Suomen Teollisuusijoitus OY への資本注入	2 億 5000 万
芸術・文化	2530 万	Suomen Malmijalostus OY への資本注入	1 億 5000 万
環境省	1 億 1052 万	農林水産省	9715 万
コミュニティ・建築・住宅	4836 万	農業と食糧経済	7012 万

〔出所〕Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

(4) 第4次補正予算²⁵⁾

第4次補正予算(図表4)は6月上旬に議会に提出された。補正予算の中では第4次補正予算の規模が最も大きく、40億4680万ユーロであった。財務省関係予算、社会保健省関係予算、経済雇用省関係予算の規模が大きく、それぞれ10億ユーロ台であった。

財務省関係予算は10億4694万ユーロだった。その大部分が自治体と2次医療圏域への財政支援であり、このうち8億3270万ユーロは基礎サービス(福祉サービス、教育サービスなど)を提供している自治体への財政支援であった。また、フィンランドには20の2次医療圏域があるが²⁶⁾、その各医療圏域に対して合計2億ユーロが新型コロナウイルス対策の国の補助金として支出されたのである。

社会保健省関係予算は10億3994万ユーロだった。このうち、失業保障が8億1240万ユーロ、ワクチン購入を含めた新型コロナウイルス感染症対策が1億1000万ユーロであった。また、金額は小さいけれども、自治体が行っている福祉保健サービスの1つである学生の健康管理に対する助成金が500万ユーロ計上された。

経済雇用省関係予算は10億360万ユーロだった。このうち企業への特別融資など企業への支援が7億240万ユーロ、再生エネルギーと脱炭素事業が1億5740万ユーロだった。前者については、企業のコストサポートに3億ユーロ、Suomen Teollisuusijoitus OYへの資本注入が2億5000万ユーロ、リチウム電池等の開発や、鉱山鉱物資源の確保と技術開発を営む会社であるSuomen Malmijalostus OY²⁷⁾への資本注入が1億5000万ユーロであった。

教育文化省関係予算は4億2885万ユーロで、このうち義務教育・幼児教育が1億3705万ユーロ、職業教育・職業訓練が4650万ユーロ、高等教育・大学が1億6608万ユーロ、芸術・文化が2530万ユーロだった。大学には各種活動を支援するための助成金が6700万ユーロ計上され、芸術・文化については2060万ユーロが助成金として計上された。なお、政府は高等教育機関の学生を4800人増やす計画を立てた。また、連立与党の1つである左派同盟出身の教育文化大臣は、対人教育や対面授業の長期間の停止によって、子どもとりわけ社会的排除のリスクのある子どもたちからの、さまざまな形態の支援ニーズが急増することは明らかであると述べた²⁸⁾。

注目されるべきは、第1次、第2次、第3次の補正予算では計上された金額が少なかった運輸通信省関係の予算が、第4次補正予算で2億4029万ユーロ計上されたことである。すでにみてきたとおり、これまでの補正予算は、主に失業者への支援や、企業や個人への支援、自治体への支援、医療機器や医薬品の購入など、新型コロナウイルス感染症に直接関連するものが圧倒的な割合を占めていた。第4次補正予算の運輸通信省関係予算においても、新型コロナウイルス感染症の広がりの影響を受け、利用者が減少して収入が少なくなった公共輸送機関に対し、旅客と貨物の輸送サービスの維持・充実を目的にして約1億ユーロが計上された。さらに、ウォーキングとサイクリングの促進を目的として1800万ユーロが計上された。

しかし、それだけではなかった。運輸通信関係予算においては、コロナ禍の現在だけではなく、

コロナ後を見据えた投資が行われていることが注目されるのである。つまり、第4次補正予算では、鉄道、道路などの基礎的インフラストラクチャーの整備に5625万ユーロが、船による輸送（水路と航路のネットワーク）に3973万ユーロが予算計上されたのである。

運輸・通信省関係予算をみるとときには、2020年から2031年の期間にかけて輸送のプロジェクト（鉄道、路面電車、道路、水路・航路のプロジェクト）が立ち上がっていることが念頭におかれなければならない。2020年度の第4次補正予算においては、このような約10年間継続するプロジェクトの予算の一部が計上されたのである。そして、このプロジェクトは、コロナ禍で進む雇用の減少と失業者の増加に対し、雇用を創出するという積極的な労働振興策の意味を兼ね備えていたということができらる。

2020年から2031年までの期間において予算が分割されることになるが、当該期間における鉄道、路面電車、道路などの輸送インフラストラクチャーの整備と投資は全部で約7億5000万ユーロを超える見込みである。プロジェクトでは、道路事業への投資に比べて鉄道と路面電車への投資の比重が圧倒的に大きい。

プロジェクトの主な事業は次のとおりである。つまり、鉄道と路面電車事業では、2017年に新設・運行開始されたタンペレ自治体の路面電車（総額1395万ユーロ、2020年度第4次補正予算は4万1000ユーロ）、エスポー自治体の都市鉄道（総額1億3750万ユーロ、2020年度第4次補正予算は100万ユーロ）、最も列車本数が多い路線であるヘルシンキとリーヒマキ間をむすぶ鉄道（総額2億7300万ユーロ、2020年度第4次補正予算は500万ユーロ）等への投資がなされ、道路事業では、高速道路のインターチェンジの建設と改良、道路の大規模修繕工事、アンダーパスやオーバypassの整備、交差点の改良などへの投資がなされたのである。水路・航路事業では、サルマー運河（Salmaan Kanava）の水位上昇にかかわる工事（総額500万ユーロ、2020年度第4次補正予算は10万ユーロ）がある。また、鉄道と産業企業とのむすびつきの強化を図る試みが行われた。Metsa グループ²⁹⁾が、最北部のラッピ（Lappi）地域の主要都市であるKemi（ケミ）自治体において計画しているバイオ製品工場と鉄道との接続（1050万ユーロ、2020年度第4次補正予算は100万ユーロ）が行われることになっているのである。

さらに、政府は主要都市であるヘルシンキ、オウル、タンペレ、トゥルクの各自治体と新しい住宅や土地利用、輸送の協定をむすんだ。この協定は政府が交通インフラに投資し、各自治体は住宅開発のゾーニングの拡大をめざすものである。政府は、公共交通機関にアクセスしやすい地域に、手ごろな価格の住宅をつくることを計画しているのである。このような都市における住宅開発計画も、プロジェクトと密接に関連しているのはいうまでもないことである。

環境省関係予算は1億1052万ユーロだった。住宅建設、環境保全や自然保護等に用いられる。

農林水産省関係予算は9715万ユーロで、このうち約7000万ユーロが農業関係に使われる。漁業については漁業プロジェクトに680万ユーロ、産業漁業の促進に175万ユーロが計上された。

内務省関係予算は4196万ユーロで、このうち国境警備隊への支出が2200万ユーロ、警察費が

1180万ユーロだった。

国防省関係予算は2996万ユーロだった。

(5) 第5次補正予算³⁰⁾

第5次補正予算は9月上旬に議会に提出された。第5次補正予算の歳出はマイナス2億3377万ユーロであった。歳出がマイナスになったのは、フィンランドの独自の予算システムにもとづいて、財務省関係予算がマイナス4億340万ユーロになったことが大きい。具体的には、自治体から国への返戻金が4億2900万ユーロあったからである。実質的な歳出がなされていたのは下記のとおりである。つまり、社会保健省関係予算が6000万ユーロ、経済雇用省関係予算が7605万ユーロ、農林水産省関係予算が3000万ユーロ、内務省関係予算が330万ユーロなどであった。

社会保健省関係予算では、新型コロナウイルス感染症にともなう規制措置による経済的打撃が大変大きかった困窮家計に対し、一時的な財源補償を行う目的で社会援助サービス費が6000万ユーロ計上されたのである。また、経済雇用省関係の予算では、ほとんどが再生エネルギーと脱炭素事業だった。それ以外に、旅行会社が破産したために新型コロナウイルス感染症を理由に旅行会社のパック旅行をキャンセルしたいのにできなくなった利用客の補償のために、200万ユーロが補償金として計上された。農林水産省関係予算では、農業、園芸、地方ビジネスにおいて生じたコスト増に対して3000万ユーロが計上されたのである。

(6) 第6次補正予算

9月下旬に議会に提出された第6次補正予算の財政規模は2億ユーロであった。この2億ユーロはすべて社会保健省関係予算であった。その全額が、自治体が社会保健福祉サービスや公共サービスとして支出した、新型コロナウイルス感染症対策費用に対する国の助成金であった。

(7) 第7次補正予算³¹⁾

第7次補正予算は10月下旬に議会に提出された。フィンランドでは10月に入って新型コロナウイルス感染症が再び広がって、いわゆる第2波を迎えていた。このため第7次補正予算では、新型コロナウイルス感染症関連で支出した費用のカバーと、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で収入が損失したことへの補償が中心になった。政府は第7次補正予算を、新型コロナウイルス感染症の拡大によって苦悩している企業や個人、自治体などを手助けするための橋渡しの役割を果たすものとして提案したのである。

第7次補正予算の歳出規模は14億8136万ユーロだった。ただし、通常は国営カジノなどのギャンブルサービスから得られるはずの収入がコロナ禍で減少し、ギャンブル収入の損失分が歳出でマイナスとして計上されることになるため、実質的な歳出額は14億8136万ユーロよりも大きくなった。

第7次補正予算で大きな割合を占めたのは財務省関係予算であり、自治体と2次医療圏域への財政支援であった。具体的には、自治体が行っている基礎的な公共サービスの重要性や、自治体が新型コロナウイルス感染症関連の費用を多額に担っている現状を踏まえて7億ユーロが国から自治体に支出されたのである。また、フィンランドにおいては、2次医療の中核病院を中心にして2次医療圏ごとに自治体連合が組まれている。そこで、2次医療圏域（自治体連合）に対して、新型コロナウイルス感染症関連の費用を国が支援する目的で、2億ユーロが支援金として支出されたのである。

経済雇用省関係予算では、新型コロナウイルス感染症の広がりの影響を受けた企業や事業者、個人への支援に4億1000万ユーロが計上された。これまでの補正予算で計上されながら申請数の不足のために使われなかった1億4000万ユーロを加えれば、この目的で利用可能な金額は5億5000万ユーロになった。

さらに、新型コロナウイルス感染症の広がりによって乗客の利用が減ったため、公共交通機関の収入が減少した。そこで、公共交通機関のサービス水準の維持と確保をめざして、運輸通信省関係予算において1億1000万ユーロが計上された。また、金額は微小だったが、先に述べた輸送プロジェクトの中の道路事業について、2020年度第7次補正予算分の金額が計上された。道路の設計と改善等に充当されることになっている。

教育文化省関係予算の歳出は実質で1億7500万ユーロだった。このうち、劇場、オーケストラ、美術館等の運営費への国の補助が5766万ユーロ計上された。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって芸術活動や文化活動にかかわる会社や、個人、労働者の収入が減少したため、教育文化省関係予算において収入の損失に対する補償措置と活動の継続を目的として支出されたものである。さらに、スポーツ活動とスポーツ活動団体に4800万ユーロ、青少年活動や青少年団体に1757万ユーロが支出された。さらに、初等教育、高等教育などの教育分野に予算が計上されたが、注目されるのは学生への支援金が2780万ユーロ計上されたことである。学生ローンの保証、学生の住宅手当等に充当されたのである。

内務省関係予算では、警察、国境警備隊、税関などへの支出が行われた。フィンランドはコロナ禍で最も厳格な国境管理を行っている国として有名である。そこで、国境警備隊については運営費とは別に、海上巡視船の購入予算として1億2000万ユーロが計上された。

社会保健省関係予算は実質で1億4200万ユーロだった。ワクチンの購入など新型コロナウイルス感染症対策や、新型コロナウイルスとの戦いに重要な役割を果たしている国立保健医療福祉研究所（THL）への支援金を中心であった。

外務省関係予算は1億229万ユーロだった。このうち、新型コロナウイルス感染症に苦しむ発展途上国への支援（2450万ユーロ）や、発展途上国への融資を行うフィンランド産業協力基金（Finnfund）の資本金増加（5000万ユーロ）などを目的として約1億ユーロが予算計上されたのである³²⁾。

5 フィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症対策の比較

(1) スウェーデンの新型コロナウイルス感染症対策

すでにみてきたように、フィンランドでは新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ目的で、国民の行動を制限する国家規制が積極的に行われてきた。そのフィンランドとは対照的にスウェーデンでは、感染が拡大しても、国民の行動制限に関する規制がほとんどなく、国民はほぼ日常に近い生活を送ってきた。義務教育学校の休校はなかったし、レストランやバー、カフェなどの飲食店は普段通り営業した。博物館や美術館、図書館などの公共施設の閉鎖もなかったし、地域間の移動制限もなかった。ただし、国民への要請はいくつか行われた。それは、発熱やせきがあれば自宅療養する、他人とは社会的距離をとる、できるだけ在宅でリモートワークを行う、大学や専門学校についてはリモート授業を推奨する、高齢者はできるだけ外出をひかえる、などの事柄が国民に要請されたのである。これらは、あくまでも国民の行動の変容を促そうとするものであって罰則はない。スウェーデンは世界の中で特異な新型コロナウイルス感染症への対応を行っている国ということができるのである。

このようなスウェーデンの「緩い」政策の背景には、独自の集団免疫論と経済活動維持論があるといわれている。集団免疫論とは人口の一定割合が免疫を獲得することで、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むことができるという考え方である。このような考え方を一時的にイギリスが採用したが、すぐに取りやめたことは記憶に新しい。経済活動については、国民に個人の活動の自由を与えるとともに、国民が個人の責任、個人の裁量で行動することによって持続的に経済システムが機能することにつながる、という考え方をとっているようである。

北欧諸国の中では、新型コロナウイルス感染症対策について、ノルウェーとデンマークがフィンランドと類似の政策をとっている。スウェーデンはこれらの国とは対照的であり、「個人の責任」、「個人の裁量」を重視し、国家による規制を極力排除しているのである。店舗閉鎖や外出制限をとまなうロックダウンや、厳しい国家規制を行えば、経済の落ち込みが大きくなって経済の持続性の確保が難しくなるだろう。スウェーデンの場合は、おそらく、このような事態に陥るのを避けることによって、経済の持続性を確保したいと考えたのであろう。

(2) フィンランドの新型コロナウイルス感染状況

フィンランドとスウェーデンにおいて新型コロナウイルス感染症が広まったのは、ほぼ同じ時期で、3月中旬であった。

図表5をみてみよう。フィンランドの感染の第1波は3月中旬から5月下旬までの期間であった。累積感染者数は3月20日が400人、3月27日が958人、4月3日が1518人であった。この期間には、1週間あたり約550人の新規感染者数が生じた計算となる。さらに、4月3日以降の累積感染者数をみると、4月3日が1518人、4月10日が2605人、4月17日が3369人、4

図表5 フィンランドの感染者数の推移

(人)

月 日	3/6	3/13	3/20	3/27	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8		
累積感染者数	12	155	400	958	1518	2605	3369	4284	4995	5673		
1週間単位の 新規感染者数		143	245	558	560	1087	764	915	711	678		
	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	
	5673	6145	6493	6743	6911	7064	7117	7172	7241	7287	7293	
		472	348	250	168	153	53	55	69	46	6	
	7/17	7/24	7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25	
	7293	7372	7423	7532	7683	7842	8019	8200	8469	8799	9379	
		79	51	109	151	159	177	181	269	330	580	
	9/25	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11
	9379	10103	11345	12994	14255	15566	17119	18542	20286	23148	26442	29572
		724	1242	1649	1261	1311	1553	1423	1744	2862	3294	3130

〔出所〕 World Health Organization (WHO) "Coronavirus Data".

月24日が4284人、5月1日が4995人、5月8日が5673人であった。この期間には、1週間あたりほぼ700人から1000人の間で新規感染者が出現し、いわゆる第1波のピークを迎えた。5月9日以降は感染者数の増加が緩やかになった。とくに6月13日以降は1週間あたりの新規感染者数が2桁で推移するようになり、第1波が終了した。フィンランドでは、明らかに国家による規制が成果をあげたといえることができるのである。

しかし、9月に入ってから感染者数の増加が目立つようになった。10月に入ると顕著に増加し、1週間あたりの新規感染者数は継続して1000人を超過した。つまり、10月3日から10月9日までの期間は1242人、10月10日から10月16日までの期間が1649人、10月17日から10月23日までの期間が1261人、10月24日から10月30日までの期間が1311人、10月31日から11月6日までの期間が1553人、11月7日から11月13日までの期間が1423人の新規感染者数が出現したの

図表6 11月20日から11月30日までのフィンランドとスウェーデンの1日あたり新規感染者数

(人)

	フィンランド	スウェーデン
11/20	351	7628
11/21	461	5462
11/22	469	4496
11/23	423	2423
11/24	297	3878
11/25	353	5674
11/26	363	6066
11/27	496	5464
11/28	618	6907
11/29	541	6463
11/30	322	3820

〔出所〕 World Health Organization (WHO), "Coronavirus Data".

である。

新規感染者数は10月下旬にやや減少し、感染が収束に向かうのではないかと期待感が生まれたが、その後増加して収束に向かう状況にはまったくない。それどころか、11月21日ころから新規感染者数がきわだって多くなり、1日あたりの新規感染者数は、11月21日が461人、11月22日が469人、11月23日が423人、11月27日が496人、11月28日が618人、11月29日が541人を数えるに至ったのである(図表6)。さらに、12月に入ってから新規感染者数が増え続けており、1週間あたりの新規感染者数は3000人を超過しているのである(図表5)。新規感染者数はウーシマ地域のヘルシンキ、ヴァンター、エスポー、カウニアインの4自治体においてとくに多いが、感染はフィンランド全域に広がってきている³³⁾。現在、フィンランドは第2波の真ただ中にいるとよいだらう。

(3) スウェーデンの新型コロナウイルス感染状況

スウェーデン(人口数は約1000万人)における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、3月中旬以降、目立ち始めた。そして、4月に入ってから大幅に拡大し、4月4日から6月5日までは1週間あたりの新規感染者数が4000人前後で推移した(図表7)。さらに、6月に入ってからはいっそう拡大し、感染のピークを迎えた。6月6日から7月3日までの1週間あたりの新規感染者数は毎週ほぼ6000人台もしくは7000人台で推移した。1日につき900人を超える新規

図表7 スウェーデンの感染者数の推移

(人)

月日	3/6	3/13	3/20	3/27	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	
累積感染者数	87	771	1553	2999	5875	9599	13055	17311	21604	25359	
1週間単位の新規感染者数		684	782	1446	2876	3724	3456	4256	4293	3755	
5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	
25359	29411	33230	37186	42289	49021	56645	63959	69235	72004	73824	
	4052	3819	3956	5103	6732	7624	7314	5276	2769	1820	
7/17	7/24	7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25	
73824	75283	76682	78582	80714	82519	83876	85066	86555	88389	91035	
	1459	1399	1900	2132	1805	1357	1190	1489	1834	2646	
9/25	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11
91035	94469	98623	103498	110992	124987	147735	178241	209666	243129	273417	314047
	3434	4154	4875	17494	13995	22748	30506	31425	33463	30288	40632

〔出所〕 World Health Organization (WHO) “Coronavirus Data”

感染者数が出ている計算である。この数値はピーク時のフィンランドよりも10倍近く多い。7月4日以降は減少傾向となり、9月中旬までの1週間あたりの新規感染者数は、毎週ほぼ1500人前後となった。フィンランドの収束状況に比べれば、これでも高い数値ではあったけれども、感染状況はかなり落ち着いてきたといえることができるだろう。このことから、スウェーデンの第1波は3月下旬から7月上旬までであるといえることができる。そして、第1波の期間は、明らかにフィンランドよりもスウェーデンのほうが長期にわたっていたのである。

スウェーデンでは9月下旬から再び感染が拡大した。とくに10月中旬以降感染者数が大幅に増加した。累積感染者数は10月16日に10万人を突破した。そして、10月中旬以降に、かつてない勢いで新規感染者数が出現した。累積感染者数は、10月23日が11万992人、10月30日が12万4987人、11月6日が14万7735人、11月13日が17万8241人となった。新規感染者数は11月7日から11月13日までの期間において実に約3万人にのぼったのである。この期間においては、実に1日平均4300人の新規感染者数が出ている計算になるのである。

さらに、新型コロナウイルスの猛威はこれで終わらなかった。11月14日には1日だけで6733人の新規感染者数が出ており、11月20日には1日の新規感染者数が7628人を記録した（図表6）。1週間あたりの新規感染者数でみると11月14日から11月20日までの期間、11月21日から11月27日までの期間のいずれにおいても、3万人を超過する状況が続いている。また、12月に入ってから、感染は収まるところか、ますます勢いがついており、12月5日から12月11日までの1週間の新規感染者数は、実に4万人を突破したのである。

現在、スウェーデンは、フィンランドよりもはるかに厳しい第2波を迎えているといえるのである。

（4）フィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症対策の結果と評価

— 第1波について

では、フィンランドとスウェーデンの政策の結果はどうだろうか。両国ともに、現在、第2波の真ただ中にあるため、今後、政策がかなり変化する可能性がある。そこで、第2波における政策評価については最小限にとどめ、主に第1波の時の両国の新型コロナウイルス感染症対策についてみていくことにしたい。

結論を先取りして述べれば、フィンランドは国民の行動制限について、民主主義的な手続きを踏み、国民の合意のもとで国家による規制を行っている。国民の政府への信頼も厚い。スウェーデンはフィンランドとは対照的に、政府が国民に対し、いくつかの行動変容を促すための要請は行ってきたものの、国民に行動制限を課すことについては慎重であり、かなり緩かったといえることができる。そして、感染者数と死亡者数はスウェーデンがフィンランドを大きく上回った。第1波の期間についてもスウェーデンがフィンランドよりも1か月ほど長かった。フィンランドが行った民主主義的な国家規制が成果をあげていることが理解できるのである。

新型コロナウイルスの感染者数と死亡者数を、リアルタイムで示しているアメリカのジョンズホプキンス大学の2020年6月16日現在の資料では³⁴⁾、スウェーデンの2020年6月16日までの累積感染者数が5万3323人、累積死亡者数が4939人だった。また、2020年7月7日までの累積感染者数が7万3344人、累積死亡者数が5477人、8月28日までの累積感染者数が8万6721人、累積死亡者数が5813人であった。これに対してフィンランドは、6月16日までの累積感染者数が7112人、累積死亡者数が326人、7月7日までの累積感染者数が7262人、累積死亡者数が329人、8月28日までの累積感染者数が7938人、累積死亡者数が335人であった(図表8)。

注目されるべきは、スウェーデンの人口10万人あたりの新型コロナウイルスによる累積死亡者数(2020年6月16日現在)がきわめて多かったことである。1位はベルギーの84.68人、2位がイギリスの62.90人、3位がスペインの58.08人、4位がイタリアの56.88人であった。スウェーデンは48.03人となっており、アメリカやフランスを上回って世界で5番目に多かったのである(図表9)。スウェーデン以外の北欧4か国については、フィンランドと同様に何らかの形

図表8 フィンランドとスウェーデンの累積感染者数と累積死亡者数 (人)

	累積感染者数		累積死亡者数	
	フィンランド	スウェーデン	フィンランド	スウェーデン
6月16日現在	7112	53323	326	4939
7月7日現在	7262	73344	329	5477
8月28日現在	7938	86721	335	5813
12月2日現在	25462	260758	399	6798
12月6日現在	27631	278912	415	7067
12月16日現在	31870	341029	466	7667

(注) 参考までに日本の12月16日現在の累積死亡者数は2587人である。
〔出所〕 Johns Hopkins Coronavirus Resource Center, “COVID-19 MAP”

図表9 人口10万人あたりの新型コロナウイルス累積死亡者数(人)

国名	人口10万人あたりの累積死亡者数		
	6月16日現在	12月2日現在	12月18日現在
フィンランド	5.91	7.23	8.77
スウェーデン	48.03	65.61	77.51
ノルウェー	4.55	6.25	7.60
デンマーク	10.31	14.44	17.11
アイスランド	2.83	7.35	7.92
ベルギー	84.68	145.73	160.84
イギリス	62.90	88.05	99.49
スペイン	58.08	96.46	104.39
イタリア	56.88	91.97	111.23
(日本)	0.73	1.64	2.10

〔出所〕 Johns Hopkins Coronavirus Resource Center “COVID-19 MAP”

での国家規制が行われた。そして、人口10万人あたりの累積死者数は、スウェーデンに比べて4か国は大幅に少なかった。つまり、フィンランドが5.91人、ノルウェーが4.55人、デンマークが10.31人、アイスランドが2.83人となっていたのである。さらに、7月7日現在の人口10万人あたりの累積死者数についてみると、スウェーデンが53.35人、フィンランドが5.96人、同じく8月28日は、スウェーデンが57.05人、フィンランドが6.05人であった³⁵⁾。

以上のことから、第1波については、緩い国民の行動制限に終始したスウェーデンよりも、厳しい国家規制をとる政策を行ったフィンランドのほうが、明らかに成功していると考えられることができるだろう。フィンランドでは、国民の行動制限に関して議会において真摯に討議がなされてきた。このような規制をとる政策が、遅きに失することなく行われたことや、すでに詳しく述べたように、ほぼ毎月のように補正予算をつくることによって、企業、個人、自治体などのニーズにきめ細かく対応してきたことの意義が大きかった。このことが、比較的早期に新型コロナウイルス感染症の抑え込みに成功するとともに、国民の生活保障や経済の回復につながったといえることができるのである。

これに対し、スウェーデンの場合は、多くの感染者数を出すとともに、2020年6月16日現在の10万人あたりの累積死者数が、アメリカやフランスを上回る世界第5位であった。さらに、両国の第1波は、ほぼ3月下旬に始まったが、フィンランドが5月末にほぼ収束を迎えたのに対し、スウェーデンの第1波の収束には時間がかかり、第1波は7月上旬まで続いた。フィンランドが厳しい国家規制を敷いたことが、感染を比較的早期に収束させるとともに、少ない死者数にとどめることができたといえることができるのである。もちろん、フィンランドについても学校の休校、とくに義務教育学校の休校が必要だったのか等、課題があったことも事実である。しかし、総じていえば、第1波でとられたさまざまな規制措置の多くが必要で有効なものであったといえることができるのである。

興味深いのは、スウェーデンが経済活動維持論にたって国民の行動に制限を加えない政策を展開しても、経済の落ち込みはフィンランドよりも大きいと予測されていることである。つまり、IMFは新型コロナウイルス感染症の広がりの中で予測が難しくなっていることを認めつつも、2020年の経済成長率（実質GDP成長率、年率換算）については、フィンランドがマイナス4.0%、スウェーデンがマイナス4.7%と予測したのである³⁶⁾。この理由には、グローバル経済が進んでいることと、スウェーデン経済が輸出主導型になっていることがあげられると思われる。スウェーデンが行った政策のメリットは、明確ではないのである。

（5）フィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症対策の結果と評価

— 第2波について

現在、フィンランドとスウェーデンの両国は、どちらも感染の第2波を迎えている。両国の第2波の特徴は、第1波よりも新規感染者数が圧倒的に多くなっていることである。つまり、両国

ともに12月16日までの累積感染者数は8月28日までの累積感染者数の約4倍になっているのである(図表8)。

スウェーデンの累積感染者数は10月下旬に12万人台となったが、それからわずか1か月間で2倍の24万人台となった(図表7)。フィンランドについても、累積感染者数は10月上旬に1万人台に到達したが、それからわずか50日間で2万人になった(図表5)。いかに新規感染者数が急増しているかが理解できるのである。

フィンランドとスウェーデンともに、第2波の時のほうが第1波の時よりも新規感染者数が多かったことの原因には、第1波の時と比べてPCR検査が普及してきたことが大きい。また、治療方法が改善・充実してきたことによって、第2波では死亡者数が少なくなった。図表8をみれば、累積感染者数の伸びに比べれば、累積死亡者数の伸びのほうがはるかに小さかったことがわかるのである。

しかし、11月に入ってからスウェーデンにおいて、1週間あたりの新規感染者数が継続して3万人超、12月上旬には1週間あたりの新規感染者数が実に4万人超出現している事実には、どうしても注目しないわけにはいかない。感染にもうれつな勢いがあるのであり、PCR検査の普及だけでは到底説明ができないのである。今後は、明らかに、新規感染者数の大幅な増加にともなって死亡者数が増加する可能性が高いと見込まれるだろう。実際、スウェーデンの死亡者数は12月3日から12月16日までのわずか2週間で869人と激増しているのである(図表8)。今後、スウェーデンがこれまで通り、国民の行動制限をほとんどもなわない「緩い」政策を続けることができるのか注目されるのである。

むすびにかえて

筆者はこれまでフィンランドの財政や経済、高齢者福祉などの研究を行ってきたが、スウェーデンについては研究対象としてこなかった。このため北ヨーロッパ学会に所属するスウェーデン研究者の研究蓄積から多くを学ばなければならないと考えている。

日本の新聞報道に依存して述べることになるけれども、11月17日付の「朝日新聞」夕刊によれば³⁷⁾、11月16日にスウェーデンのロベーン首相は、感染抑止策として人の集まりは8人までとする新しい規制を発表した。さらに、11月20日からは飲食店でのアルコール飲料の提供時間を22時以降禁止する方針を打ち出したとのことである。また、12月19日付の「北海道新聞」夕刊によれば³⁸⁾、12月18日、スウェーデン公衆衛生庁は、一部の公共施設の閉鎖や飲食店における客数制限などの規制強化策を発表した。公共交通機関でのマスク着用についても、初めて推奨することになった。

このようなスウェーデンの規制強化策については、まだ十分に調べることができいていないため、これから詳しく検討する必要があると考えている。このため断定的な言い方はひかえたいが、「個人の責任」、「個人の裁量」を重視し、国家による規制を極力排除するスウェーデンの独自路線は、

どうやらここにきて感染者の急増によって揺らいできているようにみえるのである。ただし、スウェーデンが頑なに従来の政策に固執せず、厳しい感染状況を踏まえ、規制を強化することによって対応をしようとしているのであるならば、それは評価できると思われるのである。

フィンランドでは、第1波の時には、学校や公共施設、イベント、飲食店などへの全国一律の規制や、感染が進んだ特定地域への移動制限など、さまざまに規制の網をかけた。そして、それが第1波を早く収束させることに役立った。しかし、学校の休校が必要だったのか、全国一律に網をかけて国民の行動を制限する方法が良かったのかなど、課題も残った。そこで、第2波の時には、飲食店に絞った規制を行った。その際に、感染が進んでいる地域については、閉店時間、アルコール提供時間、客数の制限について規制が行われることになったが、感染があまり進んでいない地域の飲食業の規制は緩やかなものにした。さらに、飲食業を一括りにするのではなく、アルコールを主に提供するところ（レストラン、バー、ナイトクラブ）と、提供しないところ（レストラン、カフェ、ピザ屋など）に分け、閉店時間や客数制限などで違いを示した。第1波とは明らかに異なった方法がとられていることが注目されるのである。

しかし、11月下旬には、フィンランドの感染状況が厳しくなってきたことを踏まえ、ウーシマ地域の4自治体において、博物館、図書館、文化センター、屋内スポーツ施設などの公共施設の閉鎖が実施されるとともに、10人を超える人の集まりが禁止された。20歳以上の者の屋外スポーツ施設でのスポーツ活動も禁止された。この措置は11月30日から行われた³⁹⁾。さらに、感染がフィンランド全域に広がってきたことを受け、12月5日からはキメンラークソ、サタクンタ、北東部の過疎地域であるカイヌーなどの各地域でも、飲食店の規制（営業時間の規制、客数制限など）が強化され、12月12日からはラッピ地域でも同様な措置がとられた⁴⁰⁾。ラッピ地域の感染者数はそれほど多くはなかったけれども、冬の観光シーズンに、ラッピ地域を訪れる観光客が増えることを見こした措置であった。また、人の集まりを10人以下に制限することは、ピルカンマー地域などでも行われるようになったが、12月22日からは、ヴァーサ2次医療圏域や中部ポーヤンマー2次医療圏域、南部ポーヤンマー2次医療圏域、中央フィンランド(Keski-Suomi)2次医療圏域など、より広範囲な地域で行われることになった。このような人の集まりの人数制限は1月17日もしくは2月末まで行われる予定である⁴¹⁾。今後、さらなる感染の進行があれば、地域を限定せずに、全国規模でさまざまな規制が行われることになるだろうかが注目されるのである。

さらに、次の点を述べておきたい。周知のように、日本では11月に入ってから新型コロナウイルス感染者数が急増している。11月20日には、全国で2427人の新規感染者数が出現した。このうち東京都が522人、大阪府が370人、北海道が304人となっている。この2427人という数値は、例えば11月20日のスウェーデンの1日当たりの新規感染者数(7628人)よりは少なく、だいたいその3分の1程度である。また、北海道とフィンランドの総人口数はほぼ同じである。北海道の304人という数値は北海道の最高値だが、11月20日のフィンランドの数値(351人)を下回っ

ている。また、2020年12月18日現在の人口10万人あたりの累積死者数をみれば、日本は2.10人となっており、スウェーデン(77.51人)とフィンランド(8.77人)よりもはるかに少なかった。

しかし、日本にとって11月中旬ごろからの感染者の急増が一大事であることはいうまでもない。例えば、大阪市の病床数は明らかにひっ迫しており、医療崩壊1歩手前の状況にある。北海道では札幌市や旭川市、胆振地域などで大きなクラスターが頻発している。東京都も新規感染者数が急増しており大変厳しい状況にある。このような状況にあるにもかかわらず、政府の感染対策が一貫せず、国民は戸惑っている。感染が広まる中でも、依然としてGO TOキャンペーンで国内旅行が奨励されている。その一方で、感染状況が悪化している北海道では、知事が道民に札幌市と他の道内地域との往來を自粛するように求めた。同時に、その知事がGO TOキャンペーンの継続に賛成している⁴²⁾。このような一貫性のない政策を打っているようでは、政府や自治体への国民の信頼感は決して醸成されてこないだろう。筆者は経済の重要性を十分理解しているつもりである。ただ、感染が広まれば広まるほど、それだけ経済の回復が遅くなる。ブレーキを踏む必要がある時期には、しっかりとブレーキを踏まなければならないのである。日本政府には遅きに失することのない判断が求められているといえることができるだろう⁴³⁾。

フィンランドの新型コロナウイルス感染症に関する政策から学ぶ点は、とても多いと思われる。政策が一貫していること、対策を早めに打ち出していること、補正予算を7回つくることによって個人、企業、自治体などの多様なニーズにこたえようとしていること、政策の内容については原則を踏まえつつも状況に応じて柔軟に考えていること、必要な場合は躊躇なく国民の行動を制限する国家規制を行っていること、国家規制については民主主義的な手続きを踏んで国民の理解のもとで行われていること、国民の政府への信頼が高いこと等である。

なお、フィンランドにおいて、国債収入に依存しながら多岐にわたる補正予算が打ち出された背景には、1990年代半ばから今日まで、一時期を除いてフィンランドが緊縮基調の財政を維持してきたために、国財政が比較的良好であったことがあげられるだろう⁴⁴⁾。ただし、そうはいつても、時期が来たならば、アフターコロナには増税が避けられないということが、フィンランド政府から国民へのメッセージとして強く投げかけられることになるだろう。

(2020年12月19日脱稿)

注

- 1) 本稿は2020年12月19日までのフィンランドとスウェーデンの状況をまとめたものである。それ以降の状況については、校正の段階での補足が可能であるならば、重要と思われる事柄に関してのみ校正の段階で補足するものである。
- 2) Finnish Institute for Health and Welfare “Confirmed Coronavirus Cases (COVID-19) in Finland”, 2020. なお、フィンランドの新型コロナウイルス感染症の状況については、本稿の5. で図表を用

いて詳しく述べる。

- 3) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta”, 1.10.2020.
- 4) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta”, 8.10.2020.
- 5) Finnish Institute for Health and Welfare “Deaths according to date of death”, 2020.
- 6) 「朝日新聞」2020年11月8日朝刊。なお、11月末には感染がやや落ち着いてきたため、各国は規制緩和に動いた。しかし、規制緩和を急ぎすぎたようで、12月に入ってから、またしても感染が拡大している。そこで、イギリスやフランス、イタリア、ドイツでは、12月中旬から、あらためて規制が強化されているのである。以上については「北海道新聞」2020年12月16日朝刊。「北海道新聞」2020年12月18日朝刊を参照。
- 7) フィンランドには20の地域（Maakunta）と20の2次医療圏域（Sairaanhoitopiiri）がある。Maakuntaと2次医療圏域がまったく同一のケースがほとんどだが、そうではないケースもわずかながら存在する。Maakuntaと2次医療圏域、ならびにその地理的位置について、詳しくは、横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、第2章、第3章、同文館出版、2019年1月を参照。
- 8) 横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、同文館出版、2019年1月。
- 9) 移民難民政策については、スウェーデンのストックホルム市リンケビー地区での調査をふまえて移民難民問題を論じた横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、終章、同文館出版、2019年1月を参照のこと。
- 10) 規制の内容については Finnish Government “Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June 2020”, 2020.
- 11) 補正予算については4. で詳しく述べる。
- 12) 規制の解除については、Finnish Government “Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June 2020”, 2020.
- 13) Valtioneuvosto “Current Restrictions”, 15.10.2020. なお、飲食店への規制においては、20ある2次医療圏域を、新型コロナウイルス感染状況の悪化度合に応じて、下記の3つに区分し、区分された2次医療圏域ごとに対策が講ぜられている。つまり、増殖急増段階（Leriamisvaihe）、加速段階（Kiihtymisvaihe）、安定段階（Perustasto）に2次医療圏域が区分されているのである。先に述べたように、Maakuntaと2次医療圏域は一部をのぞいて同一地域となっている。このため、以下、特別な事情がないかぎり、飲食店規制の地域の叙述にあたっては、Maakuntaの名称で述べることにする。
- 14) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta” 29.10.2020.
- 15) Yleisradio OY 27.11.2020.
- 16) Yleisradio OY 3.12.2020.
- 17) Yleisradio OY 10.12.2020. なお、ラッピ地域には2つの2次医療圏が存在する。Lapin SairaanhoitopiiriとLänsi-Pohjan Sairaanhoitopiiriである。
- 18) フィンランドの2020年度国当初予算については、Valtiovaraministeriö, “Valtion Talousarvioesitykset”, 2020を参照。
- 19) 第1次から第7次までの補正予算の内容については Valtiovaraministeriö, “Valtion Talousarvioesitykset”, 2020を参照。なお、本稿で取り上げる補正予算は、いずれも政府が議会に提出した政府案である。
- 20) 第1次補正予算については Government Communications Department, Ministry of Finance “Government submits supplementary budget proposal to Parliament due to the Coronavirus”, 20.3.2020を参照。
- 21) Yleisradio OY 21.3.2020.

- 22) 第2次補正予算については Government Communications Department, “Government reaches agreement on second supplementary budget proposal for 2020 and the General Government Fiscal Plan for 2021-2024” 8.4.2020, Ministry of Education and Culture “Government proposed additional funding address impact of Coronavirus on Culture and Sports in its second supplementary budget proposal” 8.4.2020.
- 23) 会社の内容については Suomen Teollisuusijointus OY のホームページ (www.tesi.fi) を参照。
- 24) 第3次補正予算については Government Communications Department, Ministry of Finance “Government decided on third supplementary budget proposal for 2020”, 8.5.2020 を参照。
- 25) 第4次補正予算については Government Communications Department, “Government’s fourth supplementary budget proposal, Support for public transport services, walking and cycling, infrastructure projects across the country”, 5.6.2020 を参照。
- 26) フィンランドの医療圏には、1次医療圏、2次医療圏、3次医療圏がある。また、2次医療圏ごとに自治体連合が形成されている。詳しくは、横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』, 第3章, 同文館出版, 2019年1月を参照。
- 27) 会社の内容については, Suomen Malmijalostus OY のホームページ (www.minaralsgroup.fi) を参照。
- 28) Helsinki Times 3.6.2020. なお、首相は社会民主党出身である。保守系の有力2政党(国民連合党、フィンランド人党)は野党である。
- 29) Metsa グループは、フィンランドの森林関連産業のリーディングカンパニーである。パルプ、木材、木製品、ティッシュペーパーなどを生産、販売している。Metsa グループのホームページ (www.metsagroup.com) を参照。
- 30) 第5次補正予算については, Government Communications Department, Ministry of Finance “Government reaches agreement on fifth supplementary budget proposal for 2020”, 3.9.2020 を参照。
- 31) 第7次補正予算については Government Communications Department, Ministry of Finance, “Government reaches agreement on seventh supplementary budget proposal for 2020”, 23.10.2020 を参照。
- 32) Finnfund については, Finnfund のホームページ (www.finnfund.fi) を参照。
- 33) Yleisradio OY 27.11.2020 を参照。
- 34) Johns Hopkins Coronavirus Resource Center, “COVID-19 MAP”.
- 35) Johns Hopkins Coronavirus Resource Center, “COVID-19 MAP”.
- 36) IMF “Economic Outlook Database October 2020”, 2020.
- 37) 「朝日新聞」2020年11月17日夕刊。
- 38) 「北海道新聞」2020年12月19日夕刊。
- 39) Yleisradio OY 27.11.2020.
- 40) Yleisradio OY 3.12.2020.
- 41) Yleisradio OY 17.12.2020.
- 42) その後、札幌市はGO TO キャンペーンの目的地から外れた。
- 43) 菅首相は、12月14日に、GO TO キャンペーンについて、全国一律に12月28日から1月11日まで中止すると表明した。国民の間では遅きに失したという声が強いようである。
- 44) 横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』, 序章, 第1章, 同文館出版, 2019年1月。

〔追記〕12月12日から2月5日までの期間の新規感染者数を1週間単位で見ると、フィンランドにおい

てはやや減少に転じてはいるものの、ほぼ毎週 2000 人前後で推移し、依然として高い水準にある。スウェーデンにおいては、12月12日から12月18日までの期間が4万3398人、12月19日から12月25日までの期間が4万9986人、1月2日から1月8日までの期間が4万4956人となっており、きわめて高い水準にある。1月下旬からは減少に転じてはいるものの、依然として1週間あたりの新規感染者数は2万人台である。累積死者数(2月5日現在)は、フィンランドが688人、スウェーデンが1万2028人となっている。2月5日現在の人口10万人あたりの新型コロナウイルスの累積死者数は、フィンランドが12.41人、スウェーデンが117.24人、日本が4.80人となっている。フィンランド、スウェーデンともに、現在変異型の新型コロナウイルスへの対策に力をいれている。

なお、日本では1月に入ってから新規感染者数が著増し、1週間あたりの新規感染者数が4万人を超過し、首都圏や関西圏等で緊急事態宣言が発出された。この4万人超という数値は、スウェーデン(人口1000万人)とほぼ同じである。日本の人口は1億2500万人であるから、いかにスウェーデンの感染状況が深刻であるのかがわかるのである。